恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市まちづくり基本条例(平成25年条例第30号。以下「基本条例」という。) 第30条第2項の規定に基づき、基本条例が社会情勢に適合しているものであるか検討 を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うため、恵庭市まちづくり基本条例市民 検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、社会情勢の変化等を勘案し、基本条例の適合状況等について幅広い視点から検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 基本条例制定時において選任された公募市民
 - (3) 公募市民(市外からの通勤者及び通学者を含む。)
 - (4) 恵庭市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から検討の結果を市長に報告した日までとする。 (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を掌理し、会議を主催する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を 聴くことができる。

(報償費及び交通費)

第7条 委員に支給する報償費及び交通費は、次の表のとおりとする。

報償費	日額6,000円	
交通費	鉄道賃	上級の運賃又は実費
	車賃(1キロメートルにつき)	20円

備考 行程4キロメートル未満の場合には、車賃は支給しない。

(会議の公開)

- 第8条 会議は、原則公開するものとする。ただし、委員長が会議に諮り決定した場合は、
 - 一部非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第9条 委員会は、会議終了後速やかに公開した会議の会議録を作成し、会議の資料とともに 公表するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年3月13日から実施する。

附則

この要綱は、令和4年9月20日から実施する。